

報告の成果と課題－欧州銀行同盟における権限配分－

慶應義塾大学教授 (Jean Monnet Chair)

庄司克宏

EU における銀行監督は、単一銀行免許の相互承認に基づく分権的な母国監督主義から、欧州銀行庁 (EBA) による母国監督主義の一部修正を経て、単一監督機構 (SSM) 導入により参加国の間では母国監督主義が廃止されて欧州中央銀行 (ECB) が中央集権的に銀行監督を行う体制が成立することになる。

本報告の目的は、第 1 に EU の分権的な銀行監督体制を EBA の設立により一部修正することは EU 法上どのように可能とされたのか、また、第 2 に ECB に中央集権的な銀行監督権限を付与することは、いかなる法的根拠に基づき、どのような制約の下でなされたのか、について検討したうえで、第 3 に現行基本条約の下で欧州銀行同盟を構築するため、補助機関を設立して銀行監督または銀行破綻処の権限を付与することはどのように可能か否かについて考察することである。

第 1 の点として、コミッションは、広範な裁量権を伴う権限委任を禁止する Meroni 原則 (EU 司法裁判所判例法) を、立法部からコミッションの関係を含め、広範囲に適用する一方、独立の補助機関が持つ専門的効率性の要請から Meroni 原則を弾力的に運用し、条件付きで EBA を設立する提案を行い、EU 立法部から承認された。

第 2 の点として、EU 機能条約第 127 条 6 項 を法的根拠とする SSM は、同規定の成立過程および SSM 規則の内容から見て、金融政策との分離や非ユーロ圏参加国との関係などで「建て付け」具合が悪く、暫定的な解決策として捉えるべきである (図表参照)。その証左として、2013 年 4 月の財務相・中銀総裁非公式会合において銀行同盟完成のために条約改正に取り組む用意があること、また、EU 機能条約 127 条 6 項が改正されるならば SSM 規則の修正も行うことが宣言されている。また、SSM 規則前文においても、SSM について指摘された制度的弱点を克服するために条約改正が示唆されている。

第 3 の点として、EU 機能条約第 114 条 による調和措置として補助機関を設立し、広範な裁量権を付与する場合には Meroni 原則は直接適用されないため、機関間均衡、民主的説明責任および司法的コントロールを確保しつつ、SSM や単一破綻処理機構 (SRM) を構築することは不可能ではないように思われる。EU 機能条約第 352 条 (EU の目的達成のために必要であるがそのための権限が基本条約に規定されていない場合の授権条項) についても同様に考えることができる。しかし、それは条約の明文規定ではなく、EU 機能条約関連規定の解釈に基づくものであるため、中長期的に条約改正は不可欠である。